

きりしましきりしまちくかつせいかけいかく
霧島市霧島地区活性化計画

鹿児島県霧島市

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

| | | | | | | | |
|-------|--------------|------|-----|-----|---------|------|---------------|
| 計画の名称 | 霧島市霧島地区活性化計画 | | | | | | |
| 都道府県名 | 鹿児島県 | 市町村名 | 霧島市 | 地区名 | 霧島市霧島地区 | 計画期間 | 平成21年度～平成25年度 |

目 標
霧島市霧島地区に、近代的な生産施設を整備することにより、生産物の生産量が増加し地区内飲食店や宿泊施設等での流通、活用が活発になり、地産地消が推進され、合わせてブランドの確立が図られることで、観光客等の滞在を推進し、都市住民との交流を促進し地域活性化を図る。具体的な数値目標は、地区内の交流人口を平成16年1,934千人、平成17年1,911千人、平成18年2,055千人、平成19年2,458千人、平成20年2,550千人（見込）5年間の入り込み客数平均2,182千人から、約120%増となる25年入り込み客数2,617千人を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要：
本地域（霧島市霧島地域）は、鹿児島県の北東にあって宮崎県に接し、北部の霧島屋久国立公園には、高千穂峰、新燃岳など標高1,400m～1,500m級の霧島連山がそびえ、周囲も小さな山々に囲まれた、その面積は5,758.4haで、76.1%を森林が占め、耕地はわずか9.2%にすぎないものの豊かな自然の残る山村地域である。高冷地で南北に長く、その中央を霧島川が貫流し、この流域を中心に水田が広がっている。山麓丘陵地帯及び南部には畑が広がっており、東部及び北部は山林地帯である。交通網としては、国道223号が北部を東西に横断、主要地方道国分霧島線が南北を縦断している。
また、公共的輸送機関としてJR九州の日豊本線が通っているが、利用者は年々減少している。
こうした立地条件のもと、本地域においては、山村の資源である自然と農業の融合による産業の振興を図るため、農産物の加工施設、物産販売所の整備等を進め、観光産業との複合を図ってきた。
しかしながら、本地域の人口は減少傾向にあり、特に若年層の流失が著しく、高齢化率が上昇し、担い手の高齢化や後継者不足、平成2年のNHK大河ドラマの影響によるピークを境に観光客入り込み数も年々減少するなど地域にとって深刻な問題となっている。

現状と課題
本地域の高齢化率は32.6%である。近年、農業従事者の減少、高齢化による農畜産物の生産物の減少も進行しており需要は高まる傾向にあるが供給が出来ない状況にある。また、近年の養豚業を取り巻く状況は、高齢化による労力不足や家畜排泄物法に係る糞尿処理の施設改善問題や飼料高騰等により、規模拡大や現状維持も困難な状況になってきているため、生産向上、労力の低減等を行うための施設整備を進めると伴にその施設において生産された生産物の地産地消を推進し地域活性化を図ることが必要である。

今後の展開方向等
○農林産物の生産量拡大とブランド確立：施設の整備は、生産効率、収益増収を図ると共に鹿児島黒豚のブランドの確立を図る。
○堆肥化施設の整備：良質な堆肥の生産と耕種農家との連携を積極的に進める為施設整備を行う。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

| 市町村名 | 地区名 | 事業名（事業メニュー名） | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別 | 備考 |
|------|---------|---------------------|----------------------|----------|---------------------|----|
| 霧島市 | 霧島市霧島地区 | 生産機械施設（高生産性農業用機械施設） | 農事組合法人霧島高原 純粋黒豚牧場 | 有 | イ | |
| 霧島市 | 霧島市霧島地区 | 地域資源循環活用施設（リサイクル施設） | 農事組合法人霧島高原 純粋黒豚牧場 | 有 | ニ | |

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----------|----|
| 該当なし | | | | | |

(3) 関連事業（施行規則第2条第3項）

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----|
| 該当なし | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

| |
|------|
| 該当なし |
|------|

3 活性化計画の区域

| | | |
|---|------|-----------|
| 霧島市霧島地区（鹿児島県霧島市） | 区域面積 | 5,758.4ha |
| 区域設定の考え方 | | |
| <p>①法第3条第1号関係：</p> <ul style="list-style-type: none">・本地域の総面積は、8,254haで当該区域の面積は5,758.4haである。内、農用地面積は530ha及び森林面積4,381haが農林地であり、全体の約85.3%を占めている地域である。・農業は平野部、中山間地域でも行われ、森林地域においては林業が営まれている地域である。・農林水産業従事者数は15.7%で、近年農林水産業従事者が減少傾向にあるものの、基幹産業として農林水産業については振興すべき地域である。・本地域は、旧霧島町の行政区域の中から、国有林面積2,357ha及びゴルフ場面積138.6haを除いた区域とする。 | | |
| <p>②法第3条第2号関係：</p> <ul style="list-style-type: none">・本地域の人口は、住民基本台帳の平成20年と平成15年を比較すると5.7%の減少率である。地域別での状況で考察すると人口増の牽引は、営農活動、森林生産活動の原動力となっている中山間地域人口の減少が著しい。このため、定住等の促進を重点的に行うことが急務と考えられ、以下の資源等を活用し、交流を図らなければ、中山間地域等の農林業と活性化は図れない。・国立公園や温泉等の観光資源や地域特産品などの資源にあふれ、観光資源等を地域間交流の材料とし、農林業との融合を図りながら十分な検討を行い、事業実施を図るべき地域である。・広大な森林地域を活用した植林事業等についても、環境問題に取り組む企業との協働を行うなど交流人口を確保するなどの資源を活用し、農山漁村の活性化を図る資源がある。 | | |
| <p>③法第3条第3号関係：</p> <ul style="list-style-type: none">・本地域は、山村振興地域である。また、市街地を形成している区域は含んでいない。 | | |

4 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積 (㎡) | 新たに権利を取得するもの | | | 既に有している権利に基づくもの | | | 土地の利用目的 | | 備考 |
|-------|----|-----|----|-----------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|-------------------------------------|--------|----|
| | | 登記簿 | 現況 | | 権利の 種類 | 土地所有者 | | 権利の 種類 | 土地所有者 | | 農地 | 市民農園施設 | |
| | | | | | | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別 | 種別 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

該当なし

(2) 市民農園施設の規模その他の整備

| 整備計画 | 種別 | 工事期間 | 備考 |
|------|----|------|----|
| 建築物 | | | |
| 工作物 | | | |
| 計 | | | |

(3) 開設の時期（農林水産省令第2条第4号二）

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 | | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 | | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | | |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準 | | |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準 | | |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利がある場合における地代又は借賃の方法 | | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | | |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 | | |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 | | |

該当なし

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

霧島市商工観光部観光課が毎年実施している観光客入り込み調査により、当該地区の観光施設等入り込み客数を集計し検証する。
目標値は、平成25年に261.7万人を目標とする。